

# タイ向け輸出に係る選果・こん包施設認定実施要領

## (目的)

第1条 本要領は、タイ王国保健省告示（2017年第386号）「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」及び同告示（2020年第420号）「食品の製造方法、製造におけるツール・用具及び保管」（第386号及び第420号併せて以下、「タイ告示」という。）に基づき、対象となるタイ向け輸出に係る選果・こん包施設がタイ告示に規定された基準に適合することを、群馬県農政部長（以下、「農政部長」という。）が証明する制度について、必要な事項を定めるものである。

## (定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 対象施設 タイ告示に規定された品目（以下、「対象品目」という。）をタイ向け輸出のために選果・こん包する施設であって、県内に所在する施設のことをいう。
- 二 認定基準 タイ王国保健省告示（2017年第386号）の付属文書2において規定された基準をいう。
- 三 認定 対象施設が認定基準に適合していることを、農政部長が認め、証明することをいう。
- 四 認定取得者 農政部長が認定した対象施設の責任者のことをいう。
- 五 検査員 本要領に基づき対象施設の検査を行う群馬県職員のことをいう。

## (申請方法)

第3条 認定を受けようとする対象施設の責任者（以下、「申請者」という。）は、認定申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、必要書類を添えて群馬県農政部ぐんまブランド推進課（以下、「県」という。）へ提出する。

## (検査)

第4条 農政部長は、申請者から認定申請のあった対象施設について、当該施設が認定基準に適合しているか否かの判断材料とするため、当該各号に定めるところにより検査を実施する。

- 一 検査実施日 検査実施日は、原則として認定申請書に記載された検査希望日とする。ただし当該日において検査の実施が困難であると判断される場合には、県と申請者との間で協議の上、別日において検査を実施することができる。また、検査は原則として、当該施設における認定対象品目の選果こん包実施期間中に行うこととするが、やむを得ない事情により当該期間中の実施が困難な場合は、当該期間外に実施することができる。
- 二 検査員 検査は、群馬県農政部野菜花き課又は蚕糸特産課に所属する職員で、「JGAP 指導員」資格を取得した者が2名以上で行うこととする。
- 三 検査方法及び検査内容 検査員は、別紙検査チェックリストに基づき、施設の目視による確認及び施設の責任者へのヒアリング等により検査を行う。
- 四 検査結果の提供 県は、申請者の求めに応じて検査結果の写しを提供する。
- 五 再検査の実施 当該施設の検査結果が合格基準を満たさない場合には、県と申請者との間で協議の上、再検査を実施することができる。

## (適合証明書)

第5条 農政部長は、検査結果等を踏まえて対象施設が認定基準に適合しているか否かを判断し、認定基準に適合していると認められる場合は、申請者に対して適合証明書（日本語版）（第2号様

式)及び適合証明書(英語版)(第3号様式)をそれぞれ発行する。

- 2 適合証明書の有効期限は、発行の日から3年間とする。
- 3 適合証明書の発行にあたり、適合証明書(英語版)の原本は県が保管することとし、申請者に対しては、適合証明書(日本語版)の原本及び原本証明を付した適合証明書(英語版)の写し(以下、「適合証明書の写し」という。)を、認定通知書(第4号様式)に添付して送付する。
- 4 前項における適合証明書の写しの添付部数は、認定申請時に申請者が希望した部数とする。
- 5 適合証明書の発行日以降に、認定取得者が再度適合証明書の写しの発行を請求する場合は、適合証明書(写し)発行申請書(第5号様式)に必要な事項を記載し、県に提出する。

#### (内部検査)

第6条 認定取得者は、認定取得日以降1年を経過する日から1か月以内及び2年を経過する日から1か月以内のそれぞれの期間に、認定された施設が別紙検査チェックリストにおける3.1.1、3.1.2、3.3.3及び3.6.1の各項目に適合しているか否かについて内部検査を実施した上、実施後に内部検査報告書(第6号様式)を県に提出するものとする。

- 2 農政部長は前項の報告を踏まえ、別途検査員による検査の必要があると判断した場合には、対象施設の検査を実施するほか、認定取得者に対し必要な措置を講じるよう指示するものとする。

#### (費用)

第7条 認定に係る費用は、群馬県農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係手数料条例(令和七年群馬県条例第二十二号)に定める額とする。

#### (適合証明書の目的外使用の禁止)

第8条 認定取得者は、取得した適合証明書を、タイ向けの輸出時に輸出業者に対してその写しを提供する目的以外に使用してはならない。

#### (適合証明書記載事項の変更)

第9条 認定取得施設の補改修等により、適合証明書の記載事項を変更する必要がある場合、認定取得者は遅滞なく適合証明書記載事項変更申請書(第7号様式)に必要な事項を記載し、県に提出するとともに、適合証明書(日本語版)の原本及び未使用の適合証明書(英語版)の写しを全て県へ返却する。

- 2 農政部長は、提出された申請書に基づき、必要に応じて再検査を実施の上、対象施設が認定基準に適合しているか否かを判断し、認定基準に適合していると認められる場合は、申請者に対して記載事項を変更した適合証明書(以下、「変更後適合証明書」という。)を発行する。
- 3 前項の規定により変更後適合証明書を発行する場合、変更後適合証明書(英語版)の原本は県が保管することとし、申請者に対しては、変更後適合証明書(日本語版)の原本及び変更後適合証明書(英語版)の写しを適合証明書記載事項変更通知書(第8号様式)に添付して送付する。
- 4 前項における変更後適合証明書の写しの添付部数は、記載事項変更の申請時に申請者が希望した部数とする。
- 5 変更後適合証明書の発行日以降に、認定取得者が再度適合証明書の写しの発行を請求する場合は、適合証明書(写し)発行申請書(第5号様式)に必要な事項を記載し、県に提出する。
- 6 変更後適合証明書の有効期限は当初発行の適合証明書の有効期限と同一とする。

#### (認定の更新)

第10条 認定の更新を受けようとする認定取得者は、有効期間が満了する日の1か月前までに、本要領第3条の規定に準じて、更新申請を行うことができる。

- 2 認定の更新に係る検査及び適合証明書については、本要領第4条及び第5条の規定を準用する。

(認定の取消し)

第11条 農政部長は、次のいずれかの場合に認定を取り消すことができる。

- 一 対象施設が認定基準に適合していない等、不適切な事実が確認された場合
- 二 認定取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
- 三 認定取得者が証明書を不正に使用した場合
- 四 その他、認定取得者が、信頼性を著しく損なう行為をした場合

2 前項の規定により認定を取り消す場合、農政部長は認定取消通知書（第9号様式）により申請者に通知する。

(申請書類等の保存)

第12条 県は、本要領に基づく認定に係る申請書類、認定通知書等の写し及び検査結果を保存するとともに、次に掲げる事項を記載した一覧表を作成・保存する。

- 一 認定申請の受付年月日
- 二 対象施設の名称、所在地及び連絡先
- 三 施設責任者の名称、住所及び連絡先
- 四 証明書に記載された品目名
- 五 証明書に記載された施設番号
- 六 検査年月日
- 七 検査員の所属及び職氏名
- 八 検査結果点数
- 九 適合証明書の発行年月日
- 十 適合証明書の有効期限
- 十一 適合証明書の写しの送付状況
- 十二 その他特記事項（認定内容の変更、認定取り消し年月日及びその事由等）

2 県は、前項に規定する書類等について、群馬県の規定に従い5年間保存する。

(秘密保持義務等)

第13条 本要領に基づく認定実施業務に従事した者は、当該業務に関して知り得た秘密を、第三者に漏洩し、又は自己の利益のためにこれを利用してはならない。

(苦情等への対応)

第14条 認定取得者は、当該施設からタイ向けに出荷した農産物（以下、「出荷品目」という。）に対する苦情、問合せ及び事故等（以下、「苦情等」という。）の処理について、適切な対応が可能な体制を整備する。

2 認定取得者は、出荷品目に対する苦情等について責務を負い、事故が発生した場合は、出荷品目の回収等を最優先に行い、事故が広がることのないよう迅速に対処するとともに、原因を究明し再発を防止するものとする。

(その他)

第15条 県は、本要領に基づく適合施設の認定又はその取消しを行った場合、農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律（以下、「法」という。）の規定に基づき、当該適合施設に係る適合証明書の発行年月日、施設番号、施設名称、所在県、品目名、適合証明書の有効期限又は取消日について、翌月8日までに関東農政局長に報告するものとする。なお、当該報告をした情報は、法の規定に基づき、関東農政局及び農林水産省本省において公表される。

2 本要領に定めるもののほか、認定の実施に係る必要な事項については、別に定める。

## 附 則

本要領は、令和元年8月23日から施行する。

本要領は、令和2年4月15日から施行する。

本要領は、令和3年10月1日から施行する。

本要領は、令和4年9月27日から施行する。

本要領は、令和6年5月22日から施行する。

本要領は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）【認定申請書】

年 月 日

群馬県農政部長 様

(申請者)

施設名

施設所在地

施設責任者

連絡先（電話番号）

タイ向け輸出に係る選果・こん包施設認定申請書

このことについて、タイ向け輸出に係る選果・こん包施設認定実施要領第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

施設名 (英語表記を併記)	
所在地及び連絡先 (所在地については英語表記を併記)	
出荷品目	
登録選果こん包施設番号 ※1	
検査希望日	
適合証明書(写し) 交付希望部数※2	

※1 登録選果こん包施設番号については、タイ向け生果実輸出検疫実施要領（平成31年3月31日付け20消安大5305号 消費・安全局長通知）に基づき申請し、登録された施設番号を記載すること（申請中又は未登録の場合には、「申請中」又は「未登録」と記載すること）。

※2 交付される適合証明書(写し)は適合証明書(英語版)の原本の写しに原本証明を付したものととなります。

(添付書類)

選果こん包施設の位置図（地図等の写し）

タイ向け輸出に係る選果・こん包施設適合証明書

選果・こん包施設の詳細

1. 施設名
2. 所在地
3. 品目名
4. 施設番号

証明を行う下記の行政官は、上記に記載された本施設が、タイ王国向け青果物の選別及び梱包施設に係る証明書を都道府県が発行するにあたっての留意事項について2（令和元年6月18日付け事務連絡 農林水産省食料産業局輸出促進課参事官）に基づき、群馬県により検査され、製造方法、製造及び保管における設備及び用具に関する仏歴2560年（2017年）保健省告示第386号に規定される要求水準に適合していることを証します。

検査年月日

発行年月日

失効年月日

証明者

群馬県農政部長      ○○ ○○ 印

**CERTIFICATION OF COMPLIANCE  
WITH THE CRITERIA OF EXPORTING  
FRESH FRUITS AND VEGETABLES TO THAILAND**

Details of the sorting and packing facility

1. Name of the Facility:
2. Address:
3. Name(s) of commodity(-ies):
4. Facility Number:

Based on the Administrative Circular “Consideration for Prefecture’s Certification for Facilities which Perform Sorting and Packing of Fruits and Vegetables for Export to Thailand<sup>2</sup>” issued on June 18, 2019 by Counsellor, Export Promotion Division, Food Industry Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry, and Fisheries, the Government of Japan the undersigned certifying official certifies that this facility as above has been audited by (organization name) and complies with the required level prescribed by the Notification of the Ministry of Public Health of Thailand Number 386, B.E. 2560 (2017) for the production process, equipment and utensils for production and storage.

Date of Auditing:

Date of Issue:

Date of Expiry:

Name of Certifying Official and Title:

○○ ○○, Director General, Department of Agriculture, Gunma Prefectural  
Government

Official stamp of organization:

第4号様式（第5条関係）【認定通知書】

第 推 第 一 号  
年 月 日

（申請者名） 様

群馬県農政部長 ○○○○ 印  
（ぐんまブランド推進課）

タイ向け輸出に係る選果・こん包施設認定通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、タイ向け輸出に係る選果・こん包施設認定実施要領第4条の規定に基づき検査した結果、認定基準を満たしていると認められますので、同要領第5条の規定に基づき、以下のとおり認定します。

認定年月日	認定番号	施設名	品目名	有効期限
年 月 日				年 月 日

（添付書類）

適合証明書（日本語版）原本 1部

適合証明書（英語版）写し ○部



第5号様式（第5条関係）【適合証明書（写し）発行申請書】

年 月 日

群馬県農政部長 様

(認定取得者)  
施設名  
施設所在地  
施設責任者  
連絡先（電話番号）

タイ向け輸出に係る選果・こん包施設適合証明書（写し）発行申請書

以下のとおり適合証明書（写し）の発行を申請します。

認定年月日	施設番号	施設名	品目名	発行必要部数
年 月 日				

※発行する適合証明書（写し）は適合証明書（英語版）の原本の写しに原本証明を付したものと  
なります。

第6号様式（第6条関係）【内部検査報告書】

年 月 日

群馬県農政部長 様

(認定取得者)  
施設名  
施設所在地  
施設責任者  
連絡先（電話番号）

タイ向け輸出に係る選果・こん包施設内部検査報告書

タイ向け輸出に係る選果・こん包施設認定実施要領第6条の規定に基づき、以下のとおり内部検査を実施しましたので報告します。

【対象施設】

認定年月日	施設番号	施設名	品目名	認定有効期限
年 月 日				年 月 日

【検査結果等】

項目番号	要求基準	検査結果
3.1.1	入荷する生鮮野菜・果物の栽培地は、栽培における化学物質の安全な管理に係るシステムを導入していると証明できるものがある。	<input type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 悪い
3.1.2	入荷する生産野菜・果物の生産者のリストがある。	<input type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 悪い
3.3.3	食品添加物を使用している場合は関連規則に従っている。洗浄に化学物質が使われている場合は、残留検査が定期的に行われている。	<input type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 悪い
3.6.1	製品にバッチ又は製造日が記載される等、製品の生産者や選果・こん包日の特定が可能となっている。	<input type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 悪い

※採点基準

良い：要求基準を満たしている。

普通：要求基準を概ね満たしており、許容範囲内の欠陥があるものの、食品汚染の予防策が講じられている。

悪い：要求基準を満たしていない。

第7号様式（第9条関係）【適合証明書記載事項変更申請書】

年 月 日

群馬県農政部長 様

(認定取得者)  
施設名  
施設所在地  
施設責任者  
連絡先（電話番号）

タイ向け輸出に係る選果・こん包施設適合証明書記載事項変更申請書

年 月 日付けで認定された施設について、タイ向け輸出に係る選果・こん包施設認定実施要領第9条の規定に基づき、以下のとおり適合証明書記載事項の変更を申請します。

現在の認定内容	認定年月日	施設番号	対象施設名	品目名	変更後適合証明書（写し） 発行希望部数 ※1
	年 月 日				
変更内容					
○次のいずれかの増減や変更等について記述する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・登録選果こん包施設番号（※2）の新規取得又は変更</li><li>・施設の改修や統合等による施設名称・所在地等の変更</li><li>・取扱品目の拡大又は縮小</li></ul>					

※1 交付される適合証明書（写し）は適合証明書（英語版）の原本の写しに原本証明を付したものととなります。

※2 タイ向け生果実輸出検疫実施要領（平成31年3月31日付け20消安大5305号消費・安全局長通知）に基づき申請し、登録された施設番号。

第8号様式（第9条関係）【適合証明書記載事項変更通知書】

第 推 第 一 号  
年 月 日

（申請者名） 様

群馬県農政部長 ○○○○ 印  
（ぐんまブランド推進課）

タイ向け輸出に係る選果・こん包施設適合証明書記載事項変更通知書

年 月 日付けで申請のあった適合証明書記載事項の変更について、タイ向け輸出に係る選果・こん包施設認定実施要領第9条の規定に基づき、以下のとおり通知します。

	認定年月日	認定番号	施設名 (所在地)	品目名	有効期限
変更前	年 月 日				年 月 日
変更後	年 月 日				年 月 日

（添付書類）

変更後適合証明書（日本語版）原本 1部  
変更後適合証明書（英語版）写し ○部

第9号様式（第10条関係）【認定取消通知書】

第 推 第 一 号  
年 月 日

（認定取得者） 様

群馬県農政部長 印  
（ぐんまブランド推進課）

タイ向け輸出に係る選果・こん包施設認定取消通知書

以下の認定について、タイ向け輸出に係る選果・こん包施設認定実施要領第10条の規定に基づき、認定を取り消します。

認定年月日	施設番号	施設名	品目名
年 月 日			
取消の事由			